

## 本年度社労士試験合格者体験記

③

### 基本を繰り返し 学習しました 新美利之



名北労働基準協会への通学を始めたのは4年前です。長年経理専門でしたが、総務兼任となつたため、労働実務総合研修や衛生管理者講座などを受講しました。次第に新しい知識を得ることが楽しくなり、社労士講座も受講することにしました。

始めは講義を聴くので精一杯でしたが、「講義出席後にテキストとスライド資料を読み、苦手科目は講義のDVDで復習」という学習を繰り返すと、少しずつ理解でき、本試験は模擬試験のつもりで受験しました。その年は不格でした。

繰り返し学習したことでも翌年以降は問題集や統計にも時間をかけられたのが良かったと思います。合格できたのは、多くの方に助けられ、幸運にも恵まれたおかげです。ありがとうございました。

### 労働○×クイズ ⑥ 答えと解説

答え

○

解説 休業の初日から第3日目までは休業補償給付は支給されない。

休業最初の3日間は、労基法84条1項に規定する「労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合」に該当しないから、事業主は自ら労基法76条に規定する、平均賃金の6割の休業補償を行う必要がある。4日目以降は休業補償給付6割と休業特別支給金2割の合計8割が支給される。なお、通勤災害において、休業給付に係る待機期間の3日間については、事業主は休業補償を行う義務がありません。

(労災保険法第14条1項、労基法76条則8条、労基法84条1項、平成30年社会保険労務士試験出題参考)



勉強のスタートはいつでもOK!!

## 社会保険労務士試験受験対策総合講座

随時受講受付中

- お仕事で必要な科目を選択して受講することが可能です。
- 講座を欠席する場合、受講日の振替やDVDによる受講が可能です。
- 初めての方も再チャレンジの方も、勉強スタートの相談に応じます。

\*講座日程や科目などは当協会のホームページにてご覧いただくことができます。  
ご希望の方には案内パンフレットをお送りいたします。

お問い合わせ・お申し込み先 当協会総合受付(☎052-961-1666)